議員提出議案第１３号

陸田孝則議員に対する懲罰について

上記動議について、下記理由を付し、田川市議会会議規則第１５７条第１項の規定により提出する。

令和６年２月２２日

提出者	田川市議会議員	村　吉　勇　介
賛成者	〃	石　松　和　幸
〃	〃	小　林　義　憲

理　由

先刻の本会議において、議員提出議案第１１号「陸田孝則議員に対する懲罰について」が可決され、陳謝の懲罰に科すべきものと決したにもかかわらず、陸田孝則議員は、陳謝文の朗読を拒否した。この行為は、議会の議決を軽視するのみならず、田川市議会会議規則第１５９条に抵触するものである。

よって、地方自治法第１３４条第１項により、陸田孝則議員に同法第１３５条第１項第１号に規定する公開の議場における戒告を科すことを求めるものである。